

大磯町監査公表第 11 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 11 月 18 日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 二宮 加寿子

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類 定期監査

### 2. 監査の対象部課等 政策総務部税務課

### 3. 監査の範囲及び事務 令和3年4月1日から令和3年8月31日までに執行された令和3年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

### 4. 監査の実施期間 令和3年10月14日から令和3年11月12日まで

### 5. 監査の方法及び監査項目 令和3年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。 なお、監査に際しては、監査対象課である税務課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

### 6. 所掌事務の概要 町県民税・法人町民税・軽自動車税・町たばこ税・入湯税の賦課及び減免、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の受払・交付、自動車の臨時運行許可、固定資産税の評価・価格決定、固定資産税の賦課及び減免、土地構成図の整備保管、国有資産等所在市町村交付金。町県民税・法人等町民税・入湯税・固定資産税の徴収及び収納、町税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の滞納処分の執行、徴収猶予等、町税等の執行停止及び不納欠損等を行っている。

### 7. 監査の結果 令和3年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。